

平成30年度(第48回)  
中部オープンゴルフ選手権競技

日 程：平成30年7月11日(水)・12日(木)・13日(金)  
場 所：桑名カントリー倶楽部

中部ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)
  - (a) アウトオブバウンズの境界は白杭または白線をもって標示する。
  - (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。
2. ラテラル・ウォーターハザード(規則26)

ラテラル・ウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

  - (a) 張り芝の継ぎ目；付属規則I(A)3eを適用する。(ゴルフ規則164ページ参照)

スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は**修理地**とみなされる。しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受けることができる。張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**
  - (b) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)
4. 動かさない障害物(規則24-2)
  - (a) 排水溝
  - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
  - (c) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線が引かれた区域は、修理地ではなく、その障害物の一部とみなす。
  - (d) 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、プレーヤーは規則24-2b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2打。**
5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設(巻網など)及び添え木はコースと不可分の部分とする。

6. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則 16-1c に基づき修理することができる。

7. バンカー内の石は動かせる障害物とする(規則 24-1 を適用)。

8. 地面にくい込んでいる球の救済

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げてふき、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。

注：「くい込んだ」とは、球が自らのピッチマークの中に入り、球の一部が地面の下にある場合をいう。「くい込んだ」とみなされるために球は必ずしも土壤に触れている必要はない(例えば、草やルースインペディメントなどが球と土壤の間に介在することがある)

例外：1. 球が芝草を短く刈っていない区域の砂地にくい込んでいる場合、プレーヤーはこのローカルルールに基づく救済を受けることはできない。

2. このローカルルールに記載の状態以外の状態による障害のためにストロークを行うことが明らかに無理な場合、プレーヤーはこのローカルルールによる救済を受けることはできない。

**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**

9. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則 18-2 と 20-1 は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカがプレーヤーやパートナー、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカは規則 18-2 や規則 20-1 に規定されている通りにリプレースされなければならない。

このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。

注：パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカはリプレースされることになる。

10. 規則 6-6 d 例外の修正

どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6 d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

11. 動かせる障害物

場内整理用の縄張施設は動かせる障害物とする。

12. 臨時の動かせない障害物

1. **定義**

臨時の動かせない障害物(以下 T I O という)とは恒久的なものではない人工の物であって、競技開催に伴って臨時に設けられることが多く、固定されたり容易には動かせないものである。

T I Oの中には、例えばテント、スコアボード、観客席、テレビ塔やトイレなどが含まれるが、これに限らない。

T I Oを支えるワイヤは、そのT I Oの一部である。ただし、委員会がそれを空中に張られた動力線・ケーブルとして取り扱うと宣言している場合を除く。

## 2. 障 害

次の場合にT I Oによる障害が生じたという。

(a)球がT I Oの前にあり、しかもそれに近接しているために、そのT I Oがプレーヤーのスタンスや意図するスイングの区域の障害になる場合。

(b)球がT I Oの中、上、下にある、あるいはT I Oの後ろにあるために、そのT I Oの一部が球とホールの間を介在していて、かつプレーの線上にあるとき。このような介在が生じている箇所から、ホールから等距離に沿って1クラブレンジ以内に球があるときも障害が生じていることになる。

注：球がT I Oの最も外側のふちの下にある場合、そのふちが地面に向けて下に延びていなくても、その球はT I Oの下にある球である。

## 3. 救 済

プレーヤーは、T I O(アウトオブバウンズにあるT I Oを含む)による障害から次の救済を受けることができる。救済を受ける場合には、

### (a) スルーザグリーン

球がスルーザグリーンにあるときは、(a)ホールに近づかず、(b)このローカルルール2項に示す障害を避けられる、(c)ハザード内でもパッティンググリーン上でもない場所で、球のある箇所に最も近い地点をコース上に決めなければならない。プレーヤーは罰なしに球を拾い上げ、その地点から1クラブレンジ以内に、前記(a)、(b)、(c)の3条件を満たすコース上の箇所にドロップしなければならない。

(b)ハザード内：球がハザード内にあるときは、プレーヤーは球を拾い上げて、次のどちらかの処置をとらなければならない。

(i)罰なしに、完全な救済を受けられるコース上の最も近い箇所をハザード内に決めなければならないという点と、球もそのハザード内にドロップしなければならないという点を除き、他はすべて前記3(a)に準じてドロップ。完全な救済を受けることができないときは、そのハザード内で最大限の救済を受けられるコース上の箇所に、ドロップ。

(ii)1打の罰のもとに、そのハザードの外にドロップ。この場合、(a)ホールに近づかず、(b)このローカルルール2項に示す障害が避けられ、しかも(c)ハザード内でない所で、球のあった箇所に最も近い地点をコース上に決めなければならない。プレーヤーはその地点から1クラブレンジ以内に、前記(a)、(b)、(c)の3条件を満たすコース上の箇所に、ドロップしなければならない。3項に基づき拾い上げた球はふくことができる。

注1：球がハザード内にある場合、このローカルルールにかかわらず、適用できるのであればプレーヤーは規則26か、規則28に基づき処置することができる。

注2：このローカルルールによりドロップしなければならない球がすぐに取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。

注3：委員会は次のようなローカルルールを作ることができる。

(a)T I Oよりの救済を受ける際に、指定ドロップ区域を使用することを

プレーヤーに認めたり、その使用をプレーヤーに要求するローカルルール。  
(b)このローカルルールの3項により決定した地点の、T I Oをはさんだ反対側に拾い上げた球をドロップすることを(それ以外の点についてはこのローカルルールの3項に従っていることを条件として)、追加の救済処置としてプレーヤーに認めるローカルルール

例外：プレーヤーの球がT I Oの(中や上や下ではなく)前か後ろにある場合で次のときには、プレーヤーはこのローカルルールの3項による救済を受けることはできない。

- (1) T I O以外の物による障害のために、ストロークすることが(「介在」の場合には、ホールと球を結んだ直線上に球を運んで行くようなストロークをすることが)明らかに無理なとき。
- (2) T I Oによる障害が明らかに不合理なストローク、不必要に異常なスタンスやスイング、プレーの方向をとることによってだけ起きるようなとき。
- (3) 「介在」の場合では、そのT I Oに届くほど、プレーヤーが球をホールに向けて遠くに打つことができると期待するのは明らかに無理と思われるとき。

前記の例外により救済を受けることができないプレーヤーは、球がスルーザグリーンやバンカー内にあるとき、適用できるのであれば規則24-2bに規定する救済を受けることができる。球が、ウォーターハザード内にあるときは、プレーヤーは救済のニヤレスポイントをウォーターハザード内に決めなければならないという点と、その球はウォーターハザード内にドロップしなければならないという点とを除き、規則24-2b(i)に従って、球を拾い上げてドロップするか、規則26-1の処置をとることができる。

#### 4. T I Oの中で見つからない球

見つからない球がT I Oの中や上、下にあることが分っているか、ほぼ確実な場合、プレーヤーは、適用できる場合、このローカルルールの3項か5項に従って球をドロップすることができる。なお、このローカルルールの3項と5項の適用に限っては、球がそのT I Oの最も外側の縁を最後に横切った地点にその球はあったものとみなされる(規則24-3)。

#### 5. 指定ドロップ区域

プレーヤーにT I Oによる障害が生じた場合、委員会は指定ドロップ区域の使用をプレーヤーに認めることができ、また使用を求めることもできる。プレーヤーが救済を受けて指定ドロップ区域を使用する場合は、球があった箇所(またはこのローカルルールの4項によるみなし地点)に最も近い指定ドロップ区域(たとえその指定ドロップ区域の方がホールに近づくことになってもよい)に拾い上げた球をドロップしなければならない。

注：委員会は、指定ドロップ区域の方がホールに近づくことになるときはその使用を禁止するローカルルールを作ることができる。

**このローカルルールの違反の罰は2打。**

### 13. 臨時の動力線とケーブル

臨時の動力線、ケーブル、電話線およびこれらを被っているマットや支柱は**障害物**である。

1. これらの物がたやすく動かせる場合には、規則24-1が適用となる。

2. これらの物が固定されていたり、たやすく動かさない場合で球がスルーザグリーンやバンカー内にあるときは、プレーヤーは規則 24-2 b に規定する救済を受けることができる。球がウォーターハザード内にあるときは、プレーヤーは救済のニヤレストポイントをそのウォーターハザード内に決めなければならないという点と、その球はそのウォーターハザード内にドロップしなければならないという点を除き、他はすべて同規則 24-2 b (i) に従って、球を拾い上げてドロップするか、規則 26 の処置をとることができる。
3. 球が空中に張られた動力線やケーブルに当たった場合は、そのストロークを取り消され、プレーヤーは規則 20-5 (前のストロークした箇所から次のストロークをプレーする場合) に従って、初めの球をプレーした箇所のできるだけ近くから球をプレーしなければならない。

注：臨時の動かさない障害物を支えるワイヤは、その臨時の動かさない障害物の一部である。ただし、委員会がローカルルールにより空中に張られた動力線やケーブルとして取り扱うと示している場合を除く。

例外：地面から立ち上がった動力ケーブルの接続部分にストロークした球が当たった場合は、再プレーを行ってはならない。

4. ケーブルを埋めた溝で、その上を芝で被っている部分は、修理地としての標示がなくても、修理地であり、規則 25-1 b が適用となる。

このローカルルールの違反の罰は 2 打。

## 競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則  
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 参加資格  
プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。
3. 競技委員会の裁定  
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
4. 使用クラブの規格
  - (a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1 a 』を適用する。  
(ゴルフ規則 176 ページ参照)
  - (b) 溝とパンチマークの規格  
『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』  
(裁定 4-1/1) を適用する。(付属規則 II 5 c 注 2 ゴルフ規則 198 ページ参照、2016-2017 ゴルフ規則裁定集 79 ページ 4-1/1 参照)
5. 使用球の規格
  - (a) 『公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1 b 』を適用する。(ゴルフ規則 177 ページ参照)
  - (b) 『ワンボール条件・付属規則 I (B) 1 c 』を適用する。(ゴルフ規則 178 ページ参照)
6. プレーの中断と再開  
険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合に、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプ

プレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレーの再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。

陰悪な状況によるプレーの中断の場合の信号は、「1回の長いサイレン」とする。

プレーの即時中断	1回の長いサイレン
プレーの中断	連続する3回のサイレン(繰り返し)
プレーの再開	2回のサイレン(繰り返し)

#### 7. 練習

ホールとホールの中の練習禁止(規則7注2)『附属規則 I (B) 5 b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は『附属規則 I (B) 5 b』を適用する。(ゴルフ規則 181 ページ参照)

#### 8. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは、正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、ホールアウト後次のティーインググラウンドまでの移動に限り乗用カートを使用することができる。尚、キャディーはカートを使用することができる。プレーヤーが前のストロークをしたところから次のストロークをする場合と規則 11-4、11-5、15-3 と 20-7 c にしたがって誤りを訂正する場合はその処置のために往復の範囲内において乗用カートを使用する事ができる。この条件の違反の罰や処置は『附属規則 I (B) 8』を適用する。(ゴルフ規則 183 ページ参照)

#### 9. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰や処置は『附属規則 I (B) 2』を適用する。(ゴルフ規則 179 ページ参照)

#### 10. スコアカードの提出 (裁定 6-6 c / 1)

スコアリングエリア方式を採用する。

#### 11. タイの決定

タイの決定は該当する競技規定に定める。

#### 12. 競技終了時点

本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

#### 13. 競技の短縮

委員会は、コースの状況により適正なるプレーが不可能と判断した時、競技規定に定めてあるラウンド数を短縮することができる。

#### 14. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

## 注 意 事 項

1. ローカルルールや競技の条件に追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。
2. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
6. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 1 コイン(24球)を限度とする。
7. ティーマーカーは黒色とする。
8. プレー中、帽子(バイザー可)を着用すること。
9. 中部ゴルフ連盟ならびに会場クラブの服装規定を遵守すること。服装規定に違反があった場合、初回は注意し、着替えてもらうことが望ましい。改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技者の参加資格を取り消すことができる。
10. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
11. 本競技では、「距離計測機器」を使用することはできない。

- 追 記
1. ハウス食堂(朝食)は、第 1 日・第 2 日は午前 6 時、第 3 日は午前 6 時 30 分よりオープン。
  2. 練習場は、第 1 日・第 2 日は午前 6 時、第 3 日は午前 6 時 30 分よりオープン。
  3. 昼食はハウス食堂およびコース売店を利用のこと。
  4. バッグは口径 9.5 インチ、重量は 13 キロを超えないこと。  
尚、サブバッグの使用は禁止する。

競技委員長 泉 憲 一

## 指 定 練 習 日

7 月 5 日(木)・6 日(金)・10 日(火)のうち 2 日間は連盟料金(会場倶楽部会員並扱い)とする。ただし、10 日(火)は午後 3 時までにプレーを終わること。指定練習日のスタート時間は前もって 桑名カントリー倶楽部に申し込み予約すること。

なお、キャンセルする際は、会場の規定によりキャンセル料が掛かる場合がある。予約時に会場に確認すること。また、練習ラウンドは 1 個の球でプレーすること。

TEL 0594-31-5111